

平成27年第5回平取町議会臨時会（開会 午前 9時30分）

議長

皆さん、おはようございます。ただいまより平成27年第5回平取町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって5番藤澤議員と6番高山議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、昨日議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8番四戸議員。

8番
四戸議員

8番四戸です。本日召集されました第5回町議会臨時会の議会運営等につきましては、昨日開催しました議会運営委員会において協議いたしまして、会期については、本日8月5日の1日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、平成27年5月分及び6月分の出納検査の結果報告書が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。また、地方自治法第199条第7項の規定による、財政援助団体等の監査の結果報告書が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。要望経過報告について。町長。

町長

それでは要望経過報告をいたします。要望項目、平成28年度日高地方の総合開発に関する提案・要望について、高規格幹線道路日高自動車道の早期建設について、強い馬づくりと軽種馬経営の持続的安定に資する馬産地活性化について、アポイ岳の保全に関して要望してございます。要望先は北海道知事、北海道議会議長、管内選出道議会議員、北海道開発局長、室蘭開発建設部長、胆振総合振興局長、室蘭建設管理部長ほかでございます。要望月日は7月の22日から23日の2日間であります。要望者は日高総合開発期成会として、平取町からは町長・議長が参加をしてございます。この要望項目の1点目の平成28年度日高地方の総合開発に関する提案・要望にかかわる平取町分につきましては、主には沙流川総合開発事業における平取ダムの早期完成について、国道、道道、河川に関する整備促進に関する要望、そしてイオル再生事業等々の要望をしてございます。次に2点目の高規格幹線道路日高自動車道の早期建設につ

いての要望につきましては、災害に強い交通ネットワークの形成のため、現在、日高町平賀から日高門別間の5.8キロメートルは、既に供用を開始しているところではありますが、門別から厚賀間の14.2キロメートルの事業区間については、鋭意工事が行なわれておりまして、平成29年供用開始予定でございます。その先の浦河までの整備促進について要望してございます。3点目の強い馬づくりと軽種馬経営の持続的発展に資する馬産地活性化については、軽種馬生産にかかわる基盤整備、優良繁殖牝馬導入及び馬流通活性化に必要となる予算枠の確保について要望してございます。4点目の、アポイ岳の保全に関する要望につきましては、特にヒダカソウなどの貴重な高山植物が過去の度重なる盗掘と地球温暖化の影響と思われる環境変化により、その数を大きく減らしております。そのため、北海道においても、アポイ岳の貴重な高山植物群落を将来に継承していくために、保全対策推進のための文化財保護法に基づく財政支援の要望をしたものでございます。次の欄の要望項目、平成28年度日高地方の総合開発に関する提案・要望以下3点については、前段の要望と同じでございます。要望先については、中央要望として、道内の選出国會議員、国土交通大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、総務大臣、日本中央競馬会ほかでございます。要望月日は、7月29日から30日の2日間でございます。要望者は日高総合開発期成会として、管内の町長と共に要望してございます。次に要望項目、沙流川総合開発事業における平取ダムの早期完成に関する要望ですが、要望先は道内の選出国會議員、国土交通大臣・副大臣・政務官・事務官、水管理・国土保全局長、北海道局長ほかに要望してございます。要望月日は7月31日、要望者は平取町、日高町の2町で要望してございますが、平取町からは町長・議長・特別委員長・平取ダム建設促進期成会長、日高町からは町長・議長でございます。平取ダムの早期完成については、平成25年1月に継続という対応方針が決定されまして、平成27年度は約41億円の大幅な予算措置がなされ、現在、堤体の建設工事、また左岸の基礎掘削工事、付替道路工事等が行なわれてございますが、平成28年度についての予算確保についての、要望をしてございます。以上で要望経過報告を終わります。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、議案第1号平取町表彰条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第1号平取町表彰条例の一部を改正する条例案につきましてご説明いたしますので、議案6ページの説明資料をご覧いただきたいと思います。はじめに、1の改正の骨子であります、(1) 功労表彰対象者が不在の場合における表彰式のあり方を検討するなかで功労表彰に次ぐ表彰区分を創設する必要があると判断し、従来の永年勤続表彰を廃止し、新たに貢献表彰を新設する。(2) 町民が誇りとする輝かしい功績や成績を顕彰するため、新たに栄誉賞を創設する。

(3) 町記念行事等における特別表彰について、その規定を条例で明文化する。

(4) 町は、町民の長年の功績や善行に対して表彰することを基本とすべきとの考え方から、18歳未満の方については、荣誉賞を除き原則として表彰の対象としないこととする。以上の4つを、改正の柱にしております。次に、2の功労表彰の名称の一部改正であります。従来の自治功労、産業経済功労、社会福祉功労、教育文化功労の名称をそれぞれ、自治功労賞、産業経済功労賞、社会福祉功労賞、教育文化功労賞に改めようとするものであります。これは、次にご説明する貢献表彰の名称との整合性を考慮し、各功労の名称の次に賞の文字を加えるものであります。次に、3の表彰の改廃と創設は、(1)従来の永年勤続表彰を廃止し、新たに、貢献表彰を新設しようとするものであります。①の自治貢献賞は、町長・町議会議員に、副町長・教育長を加え、在職期間12年を表彰の基準とします。監査委員・選挙管理委員・公平委員・固定資産評価審査委員・統計調査員・町職員は、従来15年で永年勤続表彰をしていましたが、これを在職20年とし、その後10年在職ごとに再表彰を致します。②の産業経済貢献賞は、農業委員が現在公職選挙法の規定に準拠して選ばれることを考慮し、在職12年とするものであります。③の社会福祉貢献賞は、民生児童委員・交通安全指導員・国保運営委員・消防団員で、従来、在職15年を基準として永年勤続表彰をしておりましたが、これを在職20年とし、その後、在職10年ごとに再表彰を行うものであります。④の教育文化貢献賞は、教育委員・生涯学習委員で、従来、在職15年を基準として永年勤続表彰をしておりましたが、これを在職20年とし、その後、在職10年ごとに再表彰を行うものであります。続いて、(2)の荣誉賞の創設であります。学術・スポーツ等の分野において、世界又は全国に誇れる輝かしい活躍又は成績を収め、町民に希望と活力を与えた者に対して、表彰するものです。次に、(3)記念表彰の明文化であります。従来から、開町80周年以降、10年ごとに行なっておりました開町記念表彰につきまして、条例の中で、明文化するものであります。最後に、4の適用時期であります。附則において、本年、平成27年度から、これを適用しようとするものであります。なお、功労表彰につきましては、改正の骨子の中で、表彰の基準年齢を満18歳以上とする旨、申し上げましたが、このことと、先ほどご説明いたしました貢献表彰の基準年数に関しましては、別途、表彰基準において定めることと致します。また、本件は、7月14日開催の平取町表彰審議会での審議を経たのち、翌15日開催の議会総務文教常任委員会において、ご協議いただいております。以上、議案第1号平取町表彰条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号平取町表彰条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第2号平取町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

平取町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。平取町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。改正内容は、新旧対照表により説明いたしますので9ページをご覧くださいと思います。同条例第2条第3項の病床数を一般病床31床、療養病床40床と規定されているものを一般病床48床に改正するものです。改正理由は病院の経営改善対策として、一般病床のみで運営することによる増収対策、さらには一つの病棟にすることによる看護師の勤務環境の改善を図ることによります。病床変更に関する許可については、7月22日付けで静内保健所の許可を得ており、現地検査についても7月23日に確認をしていただいております。以上、条例改正の説明とさせていただきますのでご審議をお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。1番松原議員。

1番
松原議員

1番松原です。療養病床をなくして一般病床にするということなんですけども、この療養病床で長期入院する患者さんの医療やなんか負担金はこれ変わらないんでしょうか。

議長

病院事務長。

病院事務
長

現在療養病床に入院されてる患者さんにつきましては、うちの病院に入院されてる患者さんにつきましては低所得者が多い関係上、負担部分、本人の負担分については、限度額ということでいただいております。それによりまして、一般病床にかわりまして、診療報酬については、病院としては増えるんですけども、個人の負担は変わらないということになります。

議長

ほか、なければ、これで質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第2号平取町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号平成27年度平取町一般会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号平成27年度平取町一般会計補正予算第3号につきましてご説明申し上げますので、議案書の10ページをお開きください。第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ2億4670万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、56億3371万円にしようとするものであります。第2項におきまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。第2条におきまして、地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるものとなります。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、議案書の17ページ上段をご覧ください。科目は、2款1項9目企画費15節工事請負費、金額は、1825万円を追加しようとするものであります。内容は、地域情報通信基盤施設支障移転工事であり、具体的には、平取ダム建設工事に伴い、荷負から芽生のダム建設現場までの区間について、大規模な電柱の建て替え工事が実施されたことにより、従来の電柱に共に架けてある町の光ケーブルについても、早急に架け替え移転工事を実施する必要が生じたことから、この工事発注に関する経費であります。なお、このことは、平取ダム建設工事に係る電柱の移設がその要因であるため、町・北電・NTT・沙流川ダム事業所及びダム建設受注業者による協議の結果、光ケーブル施設の所有者である町が事業主体となって、NTTに移設工事を発注し、その費用の全額はダム工事受注業者が町に支払うことで、関係機関の協議が整ったことから、実質的な町の財政負担は、0となるものであります。次に、17ページ下段をご覧ください。7款4項2目住宅対策費9節旅費2万円、同じく、12節役務費80万8千円、同じく27節公課費2万9千円、2目住宅対策費合計で、85万7千円の追加補正であります。内容は、アイヌ住宅改良資金貸付金債権の回収を図るため、裁判所に対して、担保不動産である住宅の競売を求める申し立てをする際に要する費用に充てようとするものであります。旅費は、競売を申し立てるために職員が出張する際の旅費であり、役務費、手数料は、競売申し立て手数料8千円及び民事執行予納金80万円に充て、公課金費は請求債権額の0.4%に当たる登録免許税を納めるためのものであります。次に、議案18ページ上段をご覧ください。科目は、9款3項3目学校建設費11節需用費49万6千円、同じく、12節役務費20万円、13節委託

料670万円、14節使用料及び賃借料20万円、15節工事請負費2億2千万円、3目合計で、2億2759万6千円の追加補正であります。これは、振内中学校校舎の耐震補強及び大規模改造工事に係る費用に充てるための補正であります。需用費消耗品費、役務費通信運搬費、使用料及び賃借料は、その全額が事務費であり、委託料は、全額を工事管理業務委託料に充て、工事請負費は、耐震補強工事と大規模改修工事を発注するためのものであります。歳出は、以上です。一方歳入につきましては、14ページ上段をご覧くださいと思います。科目は、14款2項5目教育費国庫補助金3節中学校費補助金で、金額は9269万8千円の追加補正であります。これは、先ほど歳出の説明で申し上げました18ページの振内中学校耐震補強・大規模改造工事に関するものでありまして、学校施設環境改善交付金として、国から交付されるものであります。次に、14ページ下段であります。科目は、18款1項2目沙流川ダム地域振興基金繰入金1節沙流川ダム地域振興基金繰入金で、金額は、1200万円の減額補正であります。これは、平成27年度、本年度当初予算において、振内中学校耐震化補強工事等実施設計委託料2200万円の財源の一部として、沙流川ダム地域振興基金から1200万円を繰り入れることとしておりましたが、これを起債で賄うことに変更し、財源振替を行うことによって、沙流川ダム地域振興基金からの取り崩しをやめようとするものであります。設計委託料分1200万円の起債の内訳は、屋体設計分490万円が過疎債、校舎設計分710万円が全国防災事業債で、過疎債は、元利償還額の70%、全国防災事業債は80%が交付税措置されるもので、いわゆる良質な起債と呼ばれるものであります。次に、議案15ページ上段をご覧ください。19款1項1目繰越金1節繰越金、金額は、175万5千円であります。これは、今回の補正に関して対象となる国や道の補助金や交付金、また起債など、可能な特定財源を充当した上で、なお不足する財源につきまして、平成26年度一般会計繰越金から求めるようとするものであります。次に、15ページ下段をご覧ください。科目は、20款5項1目雑入2節雑入で、金額は、1825万円であります。内容は、歳出の17ページ上段でご説明しました光ケーブルの移設工事に係る経費の全額について、ダム工事受注業者が町に負担するものであります。次に、16ページ上段をご覧ください。科目は、21款1項5目教育債1節教育債、金額は、1億4600万円であります。これは、町が行なう起債で、振内中学校耐震補強事業の財源とするものであり、先ほど、14ページでご説明いたしました沙流川ダム地域振興基金の取り崩しをやめて、起債に財源振替を行なう分の1200万円と全国防災事業債による起債1億3400万円を合計した金額であります。全国防災事業債は、東日本大震災の教訓を踏まえて国が実施する全国防災事業として、防災に関する補助事業として採択された事業費のうち、町負担分に充当することができる起債のメニューでありまして、学校関係につきましては、耐震化などの防災に関する交付金・補助金の事業に乗ることが起債許可の前提になっておりますことから、この良質な起債の借り入れ

につきましても、耐震化の交付金制度が終了する本年度が実質的に最終年度となるものであります。以上、平成27年度平取町一般会計補正予算第3号につきまして、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。11番千葉議員。

11番
千葉議員

11番千葉。17ページ歳出の関係で工事請負費についてお伺いをいたしたいと思えます。地域情報通信基盤ということで、ダムの中平取ダムの関連の電柱移設がメインということで、これは光ケーブルの関係があつてというご説明でございましたけれども、ご説明の中での私どもの理解といたしましては、ダムの受注業者が既にですね、工事費に上乗せされての受注のなかで、この1825万というお金がですね、町のほうに歳入として入ってくるという理解でよろしいんでしょうか。普通で考えたらですね、私はちょっと昨日もちょっと考えてみたんですけども、光ケーブルの関係があつてということであれば、本来の発注はね、例えばNTTとかですね、そちらのほうにですね、いわゆる歳入として入れて、そしてNTTあたりの発注となってもおかしくはないのかなっていう感じは受けてるんですよ。それが町のほう、要するに地方公共団体としてこの発注をしなくちゃいけないのかなっていうのがあるんですけど、その点はもう少しちょっと詳細わかればご説明願えればありがたいなと思ってるんですけども、よろしくお願ひします。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

それでは、ご質問にお答え申し上げます。ただいまのご質問で、通常ですとダム工事の一部として工事を行うということであれば、請負業者との契約ということになりますけれども、この光ケーブルの場合ですね、私どもとNTTとの間にIRU契約という契約をしております、メンテナンスを含んだこういった工事は、NTTにお任せするというような契約内容になっております。で、本来であればこれは平取町の財源をもってNTTに発注して、それで終わりというようなことなんですけれども、今回この起因するものが、ダム工事というようなこともあつてですね、なんとか財源としてこの辺の充当をできないかというようなお話でいろいろと開発等とですね、関係、北電さん、それからNTTとも一緒に協議しまして、北電柱に関してもダム工事の一環として実施するという、移設をですね、ということで、同様の内容でこの辺の光の移設も取れるというような見解を開発さんが出していただいたということでその分上乗せして、設計変更で請負業者に発注するというようなことにしております。で、そこがちょっと特殊なんですけれども、前段申しましたそのIRU契約ということの関係がありまして、どうしても町がNTTに発注せざるを得ないというよ

うな契約、約束になっているものですから、ちょっと回り道というかそんな感じなるんですけども、こういった形態の発注になったということをご理解いただければと思います。

議長 千葉議員。

11番 千葉議員 一通り大体の経緯というか、からくりはわかりました。それで、当然のことながら移設とか電気工事に関しましてはまた改めて業者が選定されてもう既にもう入ってやってる、一部やってるのも見かけてるんですけども、明確に予算として1825万とうたわれてるんですけども、これは、設計変更の際にですね、この金額そのものずばりが1825万円がですね、そのまま業者のほうとして発注されてるのかどうなのか。例えばの話ですけども、本来は2千万ぐらいの予算付けて1825万の発注で、いわゆる電気工事に当たってる人たちに対しての差額が生まれてきてなかったのかその辺の確認というのはしているんでしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 ちょっとこの時期になったのもですね、いろいろ見積もると言いますか、工事費用を概算で見積もる作業にちょっと時間を要したというようなこともございまして、内容としては荷負から工事現場まで約20キロ区間のうち北電柱に簡単に移架というか移設替えるものと、それからどうしても高圧になる工事なものですから、北電柱がですね。どうしても場所を移動しなきゃならん電柱が何ぼが出てきまして、それに伴う光ファイバーの新設とか、そういうのも発生するわけなんですよね。それで新設部分と移架、単純な移架部分とをあわせて、それぞれの区間でいろいろ見積もった結果、このトータル金額というようになっておりまして、今後、これはあくまで概算の見積りですので、NTTとまた正式に見積り等を出していただいて、入札なり、契約いたしまして発注というようなかたちになると思います。

議長 千葉議員。

11番 千葉議員 十分によく理解はできました。ということは例えば工事の中身、例えばですね、この予算で最初計上しても、足りなかった場合は例えば増額で設計変更もあり得るというかたちの理解でよろしいんでしょうかね。

議長 まちづくり課長。

まちづくり その工事に見合った額で、例えば増額になった場合は、その分上乗せしていた

り課長

だいて、それをまた財源としては最終的には開発のほうから来るというようなかたちでの工事になると思いますけれども、この概算の見積りは、ある程度上限というようなことでの見積りも考慮したというようなことで、これを超えることはまずないというようなことでの認識ではおります。

議長

ほかございますか。5番藤澤議員。

5番
藤澤議員

5番藤澤です。ただいまの科目に関してですね、せっかくでございますので、お伺いをしたいと思います。といいますのは、6月の23日だったと思うんですが、担当であろう課長にはこうこうこうでこういう事故があったんだと、いったい町には連絡は入っているのかなという、言うならば個人的なお話をさせていただきましたが、その後私もその事件というのは何かと申しますと、突然電話が固定電話が不通になりまして、私の携帯で自宅へかけるとお客様のエリア内での、不都合が生じて回復次第云々ということで、初めての案内でございました。料金が足りなければお客様の都合でということになるんですが。それでははてはパソコンはどうなのかなと言いますと、Cドライブ、主たるドライブが約4割ぐらいとんでしまって、外づけのハードディスクについては100%とんで、私にしては10年間ぐらいの非常に大事なものが入って、いまだに困っているわけですがけれども、その後、大変同じ光回線を使っているパソコンに詳しい者がですね、電気工事が断線しちゃったんだと。それで、NTT、KDDIもろもろに抗議の電話をかけたんだけど、全部たらい回しで責任の所在がないまま、もうどうしようもないわよっちゃん、ということでいまだに私の大事な、もちろんいろんな役職を仰せつかって口外できないものもなくなってしまっている、ということであったんです、長々申し訳ございません。せっかくでございますという言葉を使ったのは、その後時間も経過しておりますが、被害届的なものがあったのか、この際、この公の場で聞いておきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

6月に私、藤澤議員からそのようなお話を聞きまして、その要因といいますか、停電等によるものなのか、またネットそのもの、光通信の不備によるものなのかというような、原因がちょっと私どもわかりかねているところなんですけれども、その辺はそういう関係機関に照会したというような経緯等はございますでしょうか。ちょっとお聞かせ願えれば。

議長

藤澤議員。

5番

先ほどの詳しい者、同じその、言うなれば貫気別から荷負に走ってる5局のラ

藤澤議員

インですか、固定電話は翌日回復し、もちろんインターネットも翌日丸2日間後に回復したんですが、けっこうしつこく連絡を取って、本人もダウンしたもんですから、ねばって電話をかけて抗議したそうですけども、さっぱり要領の得ないたらひ回しで終わっちゃったということなんですね。ですから、これが事実かどうかは別問題として、その後何人かから断線したらしいと、荷負、貫気別間の間ですね。それで、今もその断線した旨のものが町に報告がなかったということは、いわゆる、現状、今の時点では原因不明という理解になるかと思うんですけど、私はこの公の場でお伺いをしとけばいいのかなという発想で発言をいたしました。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

わかりました。改めて今日この場でお聞きしましたので、光回線そのものが私どもの所有ということもございますので、再度その辺の事実確認等させていただいて、N T T等への確認をまず、行なわせていただければなと思っております。今回の工事につきましてもフレッツ光と芽生地区のテレビのケーブルも入っております、どうしても工事の架け替えによる休止期間というのが、これから出る予定になっておまして、その辺は関係住民にはきっちり周知をさせていただいて、一番支障にならない真夜中に何分かの間をいただいて工事をするというようなことを今考えておりますので、その辺は最小限、ユーザー様に迷惑をかけない状況で協議をさせていただいて、やらせていただきたいというふうに思っております。

議長

ほかございますか。7番井澤議員。

7番
井澤議員

被害があったというようなことは藤澤議員から今お話伺いましたが、この工事の中で私どもとして、この地域に住んでる私としてはですね、町の景観審議会に私委員として所属していたことがあるんですが、具体的には貫気別から芽生までの間については、ほかの地区もうできない、見ることもない、木の電柱が立ってたというようなことがあって、そしてまたN T Tと北電そして光ファイバーケーブル、少し前まではテレビの共聴の電柱、配線がそれぞれ個々に走っているという、景観上大変、なんていうか見苦しい地域だったんですけど、町内のほかの地域ではそんなことはなくて、みんな北電柱にみんな架かっているというなことで、すっきりした様相、景観だったんですけども、今回の工事の中で、背の高い電柱が立てられてそれにこれから、今この予算の中でN T Tの架線、そして光ファイバーの架線とが架かっていくということで、大変すっきりした景観になるのではないかとというようなことで期待をしているのがあります。それともう一つ、芽生地区の町の銘木に指定されてますハルニレのところに、3本の大きなハルニレでしたけども、以前から芽生の自治会等から、

その間をですね、電線が走ってるんですね、枝の間を。そういうことあって、危険でもあるし、銘木の景観としても良くないというようなことがあって、町にも要望が出されてたのではないかと思いますけども、今回、その電柱がその銘木を避けてですね、道路の反対側にいってコの字になってまた戻るっていうようなことなかで、銘木を避けて架線がはられるというようなことになって、この銘木の景観が大変よくなったというようなことが現実実現しているというようなこともありましたので、地元にいる者として景観のこととそれから銘木の景観が守られたということをご報告しておいたほうが良いかなと思いをまして発言いたしました。

議長

質疑ではないんですね。

7 番
井澤議員

ごめんなさい。

議長

質疑でありますので、そのような発言はまた別の機会に何かということで、今後気をつけていただきたい。それと、発言されるときにですね、款項目について、きちんと、まず、前段お話するようにひとつ、今後気をつけていただきたいというふうに思います。どこについて質問するのかということをはっきりさせるといふことであります。ほかにはごさいませんか。それではこれで質疑を終了いたします。次に、討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第3号平成27年度平取町一般会計補正予算第3号は原案のとおり可決しました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案3件で原案可決3件となっております。以上で全日程を終了しましたので、平成27年第5回平取町議会臨時会を閉会します。どうもご苦労さんでございました。

(閉 会 午前10時25分)